

東京都立小学校入学者決定に関する実施要綱

令和4年度における東京都立小学校（以下「都立小学校」という。）の入学者決定は、東京都立学校の管理運営に関する規則（昭和35年東京都教育委員会規則第8号）に基づき、この東京都立小学校入学者決定に関する実施要綱（以下「実施要綱」という。）の定めるところにより実施する。ただし、海外帰国・在京外国人児童の入学者決定については、別に定める。

なお、令和4年度都立小学校入学者決定の日程及び内容については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じた措置とする。

第1 日程

出願受付	令和3年10月18日(月)から10月25日(月)まで 簡易書留郵便(上記出願受付期間に、都立小学校が指定する郵便局に必着(郵便局留))により受付(上記出願受付期間以降は受け付けない。)	
検査 ・ 発表	第1次	【抽選及び発表】 令和3年11月14日(日) 午前10時 ※ 志願者が一定の人数を超えた場合に実施する。 抽選後、受検者には、郵送で受検票等又は第1次(抽選)不通過通知書を送付する。(発送は11月16日(火)を予定)
	第2次	【適性検査】 令和3年11月28日(日) ※ 検査は2日間での実施を本則とするが、令和4年度東京都立小学校入学者決定においては、1日で実施する。 ※ 検査時間は受検番号によって異なる。 (受検票の送付と併せて受検者に知らせる。)
	第3次	【発表】 令和3年12月4日(土) 午前9時 都立小学校のホームページに掲載 【抽選及び発表】 令和3年12月4日(土) 午前11時 ※ 抽選結果発表後、合格者の保護者及び繰上げ合格候補者を対象にした入学手続説明会を実施する。
入学手続	令和3年12月4日(土) 抽選結果発表後から午後5時まで 12月6日(月) 午前9時から午後3時まで	

第2 募集人員

東京都教育委員会が別途定める都立小学校の募集人員のうち、一般募集の募集人員とする。

ただし、海外帰国・在京外国人児童の募集人員についての入学者決定（以下「海外帰国・在京外国人児童枠募集」という。）の実施の結果、未充足人員があった場合は、これを加えたものを募集人員とする。

第3 応募資格

第3-1 応募資格

都立小学校の一般募集として定めた募集人員についての入学者決定（以下「一般枠募集」という。）に入学を志願することのできる者は、平成27年4月2日から平成28年4月1日までに出生した者で、①欄に該当し、かつ②欄中の(1)又は(2)のどちらかに該当する者とする。

なお、一般枠募集及び海外帰国・在京外国人児童枠募集の両方に志願することはできるが、海外帰国・在京外国人児童枠募集に合格した者の受検は認めない。

①

保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下、実施要綱において同じ。）と同居している者又は以下のアからエのいずれかに該当する者

ア 父母のどちらか一方又は父と母が行方不明で、父母のどちらか一方又はおじ、おば、祖父母、兄姉等（以下「おじ等」という。）と同居している者

イ 父母のどちらか一方又は父と母が療養・転勤のため、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者

ウ 父と母が離婚したため又は離婚するため別居している場合で、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者

エ その他、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者

ただし、アからエまでのうち、保護者と同居していない場合は、具申書(様式 13)の提出が必要

②

(1) 出願時に、児童にとって通学が大きな負担とならない住居所在地として東京都教育委員会が定めた地域（以下「通学区域」という。（別表 1））内に住所を有し、入学後も引き続き通学区域内から通学することが確実な者、あるいは、通学区域外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童のうち、入学日までに保護者と同居し、通学区域内へ転居することが確実な者（この場合は、具申書の提出は不要だが、当該児童福祉施設の長からの「意見書」の提出が必要。）。

なお、東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日発生）、平成 28 年熊本地震（平成 28 年 4 月 14 日発生）、平成 30 年 7 月豪雨、平成 30 年北海道胆振東部地震（平成 30 年 9 月 6 日発生）、令和元年台風 19 号又は令和 2 年 7 月豪雨において、当該災害の発生日現在、当該災害による災害救助法適用地域に住所を有し、被災したことにより、引き続き当該地域に在住することが困難になった者（以下「災害に伴う被災者」という。）で、父母のどちらか一方と入学日までに通学区域内に住所を有することが確実な者又は通学区域内に身元引受人がおり、身元引受人の元に転居し、身元引受人と同居する者についても、志願することができる。

また、災害に伴う被災者は、既に通学区域内に避難し、事情により通学区域内に住民票を異動することができていない場合であっても志願することができる。その際、志願者が保護者と同居していない場合は、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者とし、具申書(様式 13)を都立小学校の校長（以下「都立小学校長」という。）に提出すること。

(2) 第 3-2 に定める応募資格の審査を受け、承認を得た者

第 3-2 応募資格審査等が必要な場合

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者は、東京都立小学校応募資格審査取扱要項（44ページ）に定める手続等により応募資格の審査を受け、出願についての承認を得る必要がある。応募資格の審査及び出願についての承認は、都立小学校長に委任する。

なお、次の(1)又は(2)において、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により通学区域内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい。その際、理由書(様式 6)及び父母のどちらか一方が通学区域内に志願者と同居できない理由を証明する書類の提出が必要である。(2)において、特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる通学区域内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者のうち一人以上が志願者の入学後 1 年以内に帰国し、通学区域内に志願者と同居することが確実であればよい。その際、保護者の海外における勤務証明書の提出が必要である。

(1) 前記第 3-1 ②欄の規定にかかわらず、住所が通学区域外に存する者のうち、保護者とともに入学金までに通学区域内に転入することが確実な者

(2) 海外に在住する者のうち、日本国籍を有する者で、保護者とともに入学金までに通学区域内に転入することが確実な者

- (3) 前記第3-1②欄(1)なお書に該当する者は、転居に関する申立書(様式応3)及び転居を証明する書類(身元引受人と同居する場合は身元引受人承諾書(様式任意)及び身元引受人の住民票記載事項証明書(様式応2))並びに罹災証明書又は被災証明書等、当該災害の発生日現在、当該災害による災害救助法適用地域に住所を有していたことを証明する書類を提出することにより、応募資格の審査に代える。

第4 出願

第4-1 出願方法

志願者は、都立小学校長宛てに、出願に要する書類等を出願受付期間に必着するよう、都立小学校が指定する郵便局に簡易書留郵便(郵便局留)により提出する。

なお、一度提出した出願に要する書類等は返却しない。

第4-2 出願手続

第4-2-1 志願者の手続

ア 入学願書(「一般枠募集」(様式1))

入学願書に記載されている事項及び貼り付けてある写真が本人のものであること、並びに都立小学校への応募資格があることを確認し、出願する。

イ 住民票記載事項証明書(様式応2)(令和3年9月1日以降に区市町村長が発行したもの)

出願時に、指定した通学区域内に保護者とともに居住し、入学後も引き続き、指定した通学区域内から通学することが可能な者であることを確認し、出願する。

ウ 応募資格審査関係書類(東京都立小学校応募資格審査取扱要項に定める。)

実施要綱第3-2に該当する者のみ。該当者は、上記イに代わりウを提出する。

エ 第1次(抽選)用番号通知書(様式3)

志願者氏名欄に記名する。

オ 入学考査料 2,200円(所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書を第1次(抽選)用番号通知書(様式3)に貼り付ける。)

カ 返送用封筒2枚(第1次(抽選)用番号通知書(様式3)及び受検票等返送用)

キ その他、都立小学校長が定めた書類等

第4-2-2 都立小学校長の手続

都立小学校長は、志願者について、都立小学校への応募資格があることを確認し、出願を承認する。

第4-3 第1次(抽選)用番号通知書(様式3)の交付

志願者の入学願書等を受け付けた都立小学校長は、一般枠募集の志願者に対し、第1次(抽選)用番号通知書を郵送により交付する。

第4-4 受検票の交付

都立小学校長は、第1次(抽選)通過者に対し、受検票を郵送により交付する。

第4-5 応募状況の発表

応募状況の発表は、都立小学校の校内掲示及びホームページへの掲載により行う。発表の日時及び掲載期間は、別に定める。

第5 入学者の決定等

第5-1 入学者の決定について

入学を希望する幼児に対し、道具を適切に使用したり、指示を理解して体を動かしたりする技能、物事について考えたり発想したりする力、協調性など、都立小学校で求められる適性をみるものとする。

第5-2 入学者決定の方法及び内容

(1) 第1次(抽選)

志願者が一定の人数を超えた場合は抽選を実施する。応募資格が認められ、かつ当選した者が

第2次（適性検査）の受検資格がある者（以下「第1次通過者」という。）となる。都立小学校長は、公正・公平な抽選となるよう、抽選方法について適切に定める。第1次（抽選）の方法及び発表については別に定める。ただし、志願者数が第2次（適性検査）実施可能な人数以下となった場合、第1次（抽選）は実施せず、全志願者が第1次通過者となる。

(2) 第2次（適性検査）

適性検査に関する評価及び判断の取扱いについては、都立小学校長が適切に定める。

ア 第2次（適性検査）では、都立小学校の教育理念及び教育方針に基づく適性検査を実施する。

イ 検査方法は、筆記、集団活動、インタビュー、運動遊び等を適切に組み合わせたものとする。

ただし、今年度は、筆記、インタビュー、運動遊びで実施する。

ウ 検査内容については、受検者の発達の段階を考慮し、「遊び」の要素を取り入れて作成する。

幼児が興味や関心をもって、工夫して行動したり、他者の意図を理解して対応したり、自ら考え、判断したりするものなど、様々な内容を組み合わせて実施するなどして、都立小学校の「求める児童の姿」と照らして設定した能力等を把握することができるようにする。

なお、第3次（抽選）の参加資格がある者（以下「第2次通過者」という。）の発表については別に定める。

(3) 第3次（抽選）

第2次通過者を対象に再度、第3次（抽選）を実施し、合格者を決定する。都立小学校長は、公正・公平な抽選となるよう、抽選方法について適切に定める。抽選の結果、合格者とならなかった受検者については、繰上げ合格の順番を決定し、入学候補者（合格者のうち、入学手続をした者）が募集人員に満たない場合に、繰上げ合格候補者を決定する。

なお、第3次（抽選）の方法及び発表については別に定める。

第5-3 適性検査の検査時間

適性検査の検査時間は、受検者にとって過度の負担とならないよう、都立小学校長が適切に定める。

第5-4 採点

(1) 都立小学校に、適性検査の採点を行う採点委員会を置く。

(2) 採点委員会の委員長（以下「採点委員長」という。）は、都立小学校長とする。

(3) 採点委員会の委員（以下「採点委員」という。）は、都立小学校の副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭及び日勤講師（非常勤教員）のうちから都立小学校長が命ずる。

(4) 採点委員長は、採点委員を指揮監督し、採点についての責任を負う。

(5) 採点委員長は、各検査に対し、採点委員のうちから採点責任者を命ずる。

第6 入学者を決定するための手続等

都立小学校長は、学校の特色や育てたい児童の姿に基づいて、あらかじめ定めた方法により入学者の決定を行う。

第6-1 入学者の決定の基本方針

都立小学校長は、第1次（抽選）と第2次（適性検査）を経たのち、第3次（抽選）の結果により入学者の決定を行う。

第6-2 選考

(1) 都立小学校に、入学者の決定に関する事務を行う選考委員会を置く。

(2) 選考委員会の委員長（以下「選考委員長」という。）は、都立小学校長とする。

(3) 選考委員会の委員（以下「選考委員」という。）は、都立小学校長が命ずる。

(4) 選考委員長は、入学者の決定の各方法に対し、選考委員のうちから選考責任者を命ずる。

第6-3 合格候補者の決定

都立小学校長は、第2により定められた男女別の募集人員に相当する人員まで、都立小学校長が定めた入学者の決定の方法により一般枠募集における男女別の合格候補者を決定する。

第6-4 合格者等の決定

都立小学校長は、第3次（抽選）により一般枠募集の合格者及び繰上げ合格候補者を決定する。なお、第3次（抽選）が実施されない場合は、第2次通過者が一般枠募集の合格者となる。

第7 合格者等の発表

第1次通過者の発表は、第1次通過者には、受検票を郵送により交付することで行う。第1次（抽選）の不通過者には、第1次（抽選）不通過通知書（様式5）を郵送により交付する。

第2次通過者の発表は、都立小学校のホームページへの掲載により行う。

第3次（抽選）の合格者の発表は、直接本人に通知することで行う。一般枠募集の合格者の発表後に一般枠募集合格通知書（様式6）を交付する。

第8 入学手続

第8-1 入学意思確認書の提出

一般枠募集の合格者は、入学手続期間内に入学意思確認書（様式10）を提出し、入学手続を行う。

入学手続期間内に入学意思確認書（様式10）を提出しない者は、合格を放棄したものとみなす。ただし、やむを得ない事情等により入学手続期間内に入学意思確認書（様式10）の提出ができない場合には、入学手続期間内に都立小学校に連絡し、入学意思を伝えること。都立小学校長は状況を把握の上、都立学校教育課高等学校教育課入学選抜担当と事前に協議を行い、当該合格者の入学手続の扱いを決定する。

なお、やむを得ない事情とは、自己の責に帰さない事情であり、公共交通機関の遅延又は急病等により、入学手続期間を過ぎる場合をいう。

都立小学校長は、入学手続を完了し入学許可予定者となった者に対して、入学許可書（様式11）を交付する。

第8-2 入学手続状況の発表

入学手続状況の発表は、都立小学校の校内掲示及びホームページへの掲載により行う。発表の日は、別に定める。

第9 繰上げ合格者の決定

一般枠募集の入学手続人員が募集人員に達しない場合、都立小学校長は、入学手続状況の発表以降に、繰上げ合格候補者の入学意思を順位に従って電話又は、これにより難しい場合はその他の手段により速やかに確認し、入学意思のある者を繰上げ合格者として決定し、一般枠募集繰上げ合格通知書（様式8）を交付する。

一般枠募集繰上げ合格通知書（様式8）の交付を受けた者は、指定された手続期間内に入学意思確認書（様式10）を提出し、入学手続を行う。

指定された手続期間内に入学意思確認書（様式10）を提出しない者は、繰上げ合格を放棄したものとみなす。

都立小学校長は、入学手続を完了し入学許可予定者となった者に対して、入学許可書（様式11）を交付する。

なお、都立小学校長は、12月末日を目途として期限を定め、募集人員を充足するために、繰上げ合格候補者に対する入学意思の確認を行う。都立小学校長は、募集人員を充足した後、繰上げ合格者とならなかった繰上げ合格候補者に対して、入学者決定事務終了通知書（様式9）により入学者決定事務の終了を通知する。

第10 入学辞退届の提出

入学許可予定者のうち、保護者の転勤等の事情により入学を辞退する者は、入学辞退届（様式12）を都立小学校長に速やかに提出する。

第11 本人得点の開示

第11-1 受検者又は受検者の保護者（以下「受検者等」という。）の手續

(1) 受検者等は、適性検査等の本人得点の開示請求書（様式は都立小学校長が定める。以下「開示請求書」という。）により、受検した都立小学校長に対して適性検査等における本人得点の開示を請求することができる。その際、受検票や身分証明書など、本人確認ができるものを提示すること。ただし、保護者が開示を請求する場合は、受検票、保護者の本人確認ができるもの及び受検者と保護者との関係を証明するもの（住民票の写しなど）を提示すること。

また、受検者等は、請求時に検査得点表（様式14）の交付日等が記載された受付票（様式は都立小学校長が定める。）を受領する。

(2) 受検者等は、請求時に示された交付日以降に、受付票を提示して、受検票や身分証明書などにより本人確認を受けた後、受付票と引換えに検査得点表（様式14）を受領する。ただし、保護者が受領する場合は、受検票、保護者の本人確認ができるもの及び受検者と保護者との関係を証明するもの（住民票の写しなど）を提示すること。

また、交付期限は、受付票に記載された交付日から3か月とし、交付期限までに受検者等が受領に来なかった場合は、当該請求を無効とする。

第11-2 都立小学校長の手續

(1) 受検者等から都立小学校長に適性検査等の本人得点の開示請求があった場合、都立小学校長は受検者等であることを受検票や身分証明書などで確実に確認の上、開示請求書により請求を受け付ける。ただし、保護者から開示請求があった場合には、受検票、保護者の本人確認ができるもの及び受検者と保護者との関係を証明するもの（住民票の写しなど）により確認の上、請求を受け付けること。また、都立小学校長は、受付時に検査得点表（様式14）の交付日等を記載した受付票を交付する。

(2) 都立小学校長は、適性検査等の本人得点の開示に当たり、受検者等に受付票を提示させるとともに、受検者等であることを受検票や身分証明書などで確認の上、受付時に受検者等に交付した受付票に記載した交付日以降に、受付票と引換えに、当該受検者の検査得点表（様式14）を個別に交付する。ただし、交付の対象が保護者である場合は、保護者であることを、受検票、保護者の本人確認ができるもの及び受検者と保護者との関係を証明するもの（住民票の写しなど）で確認の上、交付すること。

なお、開示請求書は当該募集における合格発表日以後に受け付けることとし、検査得点表（様式14）の交付日については都立小学校長が定める。

(3) 実施要綱に基づく開示請求は、令和4年8月31日（水）を受付終了日とする。

なお、実施要綱に定める受付開始日から受付終了日までの期間以外における開示請求については、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）に基づき行うものとする。

第12 特別措置

(1) 障害のある受検者のうち障害による適性検査等実施上の特別措置を希望する者は、令和3年9月30日（木）までに、特別措置申請書（様式15）により、都立小学校長に申請する。

適性検査等の実施は通常受検者と同ーとする。ただし、通常の検査方法では受検が困難と認められる者については、検査問題等の程度を変えない範囲で、検査方法（解答用紙の拡大、補聴器、介助者（代筆者を含む。）の同行等）、検査時間及び検査会場について適切な措置を講ずる。

特別措置申請を受け付けた都立小学校長は、特別措置申請の内容にかかわらず、速やかに都立学校教育部高等学校教育課入学選抜担当に報告し、協議すること。

(2) 事故や病気等により、通常の適性検査等の方法で受検することが困難な受検者で、適性検査等実施上の特別措置を希望する者は、状況発生後直ちに特別措置申請書（様式15）により、都立小学校長に申請する。

適性検査等の実施は通常の実検者と同ーとする。ただし、通常の実検方法では実検が困難と認められる者については、実検問題等の程度を変えない範囲で、実検方法、実検時間及び実検会場について適切な措置を講ずる。

都立小学校長は、実検方法の特別措置を必要と認めた場合には、直ちに都立学校教育部高等学校教育課入学選抜担当に電話連絡をする。

なお、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条により小学校長が出席停止にすることができるインフルエンザ等の学校感染症（新型コロナウイルス感染症を含む。以下「インフルエンザ等」という。）に罹患した者又は新型コロナウイルス感染症への感染が疑われ、実検日現在、濃厚接触者と判断され健康観察や外出自粛を要請されている者及び自治体によるPCR検査の結果を待っている者（これから実検を受ける予定の者を含む。以下「新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる者」という。）は、実検することはできない。ただし、医師が感染のおそれがないと認める場合において、実検を認める。その際、特別措置申請書（様式15）により別室による実検等を申請する場合は、医療機関からの証明書を添付すること。また、濃厚接触者として健康観察や外出自粛を要請されている者でも、以下のアからエまでの全ての条件を満たす場合は、別室での実検を認める。その際、特別措置申請書（様式15）により別室による実検等を実検日前日までに都立小学校長に申請すること。

ア 保健所が紹介した医療機関において、医師の診断により行われるPCR検査（行政検査）の結果、陰性であること。

※ 医師の診断を伴わない実検のみを実施する実検機関の結果では要件を満たさない。

※ 実検結果が判明するまでの期間は実検できない。

イ 実検当日も無症状であること。

ウ 電車、バス、タクシー、航空機（国内線）、旅客船などの公共の交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて実検会場に行くこと。

エ 終日、別室で実検すること。

(3) (2)にかかわらず、実検日に37.5度以上の発熱が認められた者は、実検することができない。

(4) 特別措置申請後、志願を取りやめる場合、申請者は速やかに都立小学校長に志願の取りやめの連絡をする。

第13 その他

実施要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

海外帰国・在京外国人児童入学者決定に関する実施要綱

令和4年度における東京都立小学校（以下「都立小学校」という。）の海外帰国・在京外国人児童入学者決定は、東京都立学校の管理運営に関する規則（昭和35年東京都教育委員会規則第8号）に基づき、この海外帰国・在京外国人児童入学者決定に関する実施要綱（以下「本実施要綱」という。）の定めるところにより実施する。

第1 日程

出願受付	令和3年10月16日(土) 午前9時から午後3時まで 令和3年10月17日(日) 午前9時から正午まで 都立小学校への持参により受付 ※ 郵送による出願は認めない。
検査 ・ 発表	第1次 【抽選及び発表】 令和3年10月20日(水) 午前10時 抽選開始 ※ 志願者が一定の人数を超えた場合に実施する。 抽選後、受検者には、郵送で受検票等又は第1次(抽選)不通過通知書を送付する。(受検票等の発送は10月21日(木)を予定)
	第2次 【適性検査】 令和3年11月7日(日) ※ 検査時間は受検番号によって異なる。 (受検票の送付と併せて受検者に知らせる。)
	第3次 【発表】 令和3年11月11日(木) 午前9時 都立小学校のホームページに掲載
入学手続	令和3年11月11日(木) 抽選結果発表後から午後5時まで 11月12日(金) 午前9時から午後3時まで

第2 募集人員

東京都教育委員会が別途定める都立小学校の募集人員のうち、海外帰国・在京外国人児童の募集人員とする。

第3 応募資格

第3-1 都立小学校の海外帰国・在京外国人児童の募集人員についての入学者決定（以下「海外帰国・在京外国人児童枠募集」という。）において、入学を志願することのできる者は、以下のとおりとする。

- (1) 日本国籍を有する者は、平成27年4月2日から平成28年4月1日までに出生した者で、①欄中の(ア)又は(イ)のどちらかに該当し、かつ②欄中の(ア)又は(イ)のどちらかに該当する者とする。

①

- (7) 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下、本実施要綱において同じ。）に伴い連続して1年以上海外に在住している者。保護者が父母である場合は、父母のどちらか一方に伴い連続して1年以上海外に在住している者でもよい。ただし、本人と同居していない父又は母は、海外又は児童にとって通学が大きな負担とならない住居所在地として東京都教育委員会が定めた地域（以下「通学区域」という。（別表1））内に在住している場合に限る。
- (4) 保護者（保護者が父母の場合は、父母のどちらか一方でよい。）に伴い連続して1年以上海外に在住していた者で、入学日現在帰国後1年以内の者。ただし、入学日現在帰国後1年を超える者のうち、帰国日が令和3年3月1日以降の者については、入学日現在帰国後1年以内とみなす。

②

- (7) 保護者（保護者が父母である場合であって、父母のどちらか一方が海外勤務のため海外に在住している場合は、他方の父母）と同居している者で、出願時に通学区域内に住所を有し、入学後も引き続き通学区域内から通学することが確実な者
- なお、東日本大震災（平成23年3月11日発生）、平成28年熊本地震（平成28年4月14日発生）、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震（平成30年9月6日発生）、令和元年台風19号又は令和2年7月豪雨において、当該災害の発生日現在、当該災害による災害救助法適用地域に住所を有し、被災したことにより、引き続き当該地域に在住することが困難になった者（以下「災害に伴う被災者」という。）で、父母のどちらか一方と入学日までに通学区域内に住所を有することが確実な者又は通学区域内に身元引受人があり、身元引受人の元に転居し、身元引受人と同居する者についても、志願することができる。
- また、災害に伴う被災者は、既に通学区域内に避難し、事情により通学区域内に住民票を異動することができていない場合であっても志願することができる。その際、志願者が保護者と同居していない場合は、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者とし、具申書(様式13)を都立小学校の校長（以下「都立小学校長」という。）に提出すること。
- (4) 第3-2に定める応募資格の審査を受け、承認を得た者

- (2) 外国籍を有する者は、平成27年4月2日から平成28年4月1日までに出生した者で、①欄に該当し、かつ②欄中の(7)又は(4)のどちらかに該当する者とする。

①

入国後の在日期間が入学日現在、原則として1年以内の者。ただし、入学日現在入国後1年を超える者のうち、入国日が令和3年3月1日以降の者については、入国後の在日期間が入学日現在1年以内とみなす。

②

- (7) 保護者と同居している者で、出願時に通学区域内に住所を有し、入学後も引き続き通学区域内から通学することが確実な者
- なお、災害に伴う被災者で、父母のどちらか一方と入学日までに通学区域内に住所を有することが確実な者又は通学区域内に身元引受人があり、身元引受人の元に転居し、身元引受人と同居する者についても、志願することができる。
- また、災害に伴う被災者は、既に通学区域内に避難し、事情により通学区域内に住民票を異動することができていない場合であっても志願することができる。その際、志願者が保護者と同居していない場合は、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者とし、具申書(様式13)を都立小学校の校長（以下「都立小学校長」という。）に提出すること。
- (4) 第3-2に定める応募資格の審査を受け、承認を得た者

なお、都立小学校の一般募集として定めた募集人員についての入学者決定（以下「一般枠募集」という。）及び海外帰国・在京外国人児童枠募集の両方に志願することはできるが、海外帰国・在

京外国人児童枠募集に合格した者は一般枠募集を受検することはできない。

第3-2 応募資格審査等が必要な場合

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者は、東京都立小学校応募資格審査取扱要項(44ページ)に定める手続等により応募資格の審査を受け、出願についての承認を得る必要がある。応募資格の審査及び出願についての承認は、都立小学校長に委任する。

- (1) 前記第3-1(1)①欄(ア)若しくは(イ)又は(2)①欄に該当する者で、住所が通学区域外に存する者のうち、保護者とともに入学期までに通学区域内に転入することが確実な者
なお、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により通学区域内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい。その際、理由書(様式応6)及び父母のどちらか一方が通学区域内に志願者と同居できない理由を証明する書類の提出が必要である。
- (2) 前記第3-1(1)①欄(ア)に該当する者で、保護者が特別の事情のために帰国できず、志願者のみが帰国する場合。その際、保護者に代わる通学区域内在住の身元引受人(がいて、かつ、保護者(保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。))が志願者の入学後1年以内に帰国し、通学区域内に志願者と同居することが確実であることが必要である。
- (3) 前記第3-1(1)②欄(ア)なお書又は(2)②欄(ア)なお書に該当する者は、転居に関する申立書(様式応3)及び転居を証明する書類(身元引受人と同居する場合は身元引受人承諾書(様式任意)及び身元引受人の住民票記載事項証明書(様式応2))並びに罹災証明書又は被災証明書等、当該災害の発生日現在、当該災害による災害救助法適用地域に住所を有していたことを証明する書類を提出することにより、応募資格の審査に代える。

第4 出願

第4-1 出願方法

志願者は、都立小学校長宛てに、出願に要する書類等を出願受付日に持参により提出する。郵送による出願は受け付けない。

なお、一度提出した出願に要する書類等は返却しない。

第4-2 出願手続

第4-2-1 志願者の手続

- (1) 海外帰国児童枠募集(日本国籍を有する者)の出願に要する書類
 - ア 入学願書(「海外帰国・在京外国人児童枠募集」(様式2))
 - イ 住民票記載事項証明書(様式応2)(令和3年9月1日以降に区市町村長が発行したもの)
 - ウ 応募資格審査関係書類(東京都立小学校応募資格審査取扱要項に定める。)
本実施要綱第3-2に該当する者のみ。該当者は、上記イに代わりウを提出する。
 - エ 帰国後の在住期間が入学日現在1年以内であることを証明するための公的機関発行の書類
 - オ 保護者とともにより1年以上海外に在住していたことを証明する書類
※ 海外在住証明書(保護者の勤務先企業代表者が証明する書類)等
 - カ 第1次(抽選)用番号通知書(「海外帰国・在京外国人児童枠募集」(様式4))
志願者氏名欄に記名する。
 - キ 入学検査料 2,200円(所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書を第1次(抽選)用番号通知書(様式4)に貼り付ける。)
 - ク 返送用封筒1枚(受検票等返送用)
 - ケ その他、都立小学校長が定めた書類等
- (2) 在京外国人児童枠募集(外国籍を有する者)の出願に要する書類
 - ア 入学願書(「海外帰国・在京外国人児童枠募集」(様式2))
 - イ 住民票記載事項証明書(様式応2)(令和3年9月1日以降に区市町村長が発行したもの)
 - ウ 応募資格審査関係書類(東京都立小学校応募資格審査取扱要項に定める。)
本実施要綱第3-2に該当する者のみ。該当者は、上記イに代わりウを提出する。
 - エ 入国後の在日期間が入学日現在1年以内であることを証明する公的機関発行の書類

オ 第1次（抽選）用番号通知書（「海外帰国・在京外国人児童枠募集」（様式4））
志願者氏名欄に記名する。

カ 入学考査料 2, 200円（所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付した
領収証書を第1次（抽選）用番号通知書（様式4）に貼り付ける。）

キ 返送用封筒1枚（受検票等返送用）

ク その他、都立小学校長が定めた書類等

第4-2-2 都立小学校長の手続

都立小学校長は、志願者について都立小学校への応募資格があることを確認し、出願を承認する。

第4-3 第1次（抽選）用番号通知書（様式4）の交付

志願者の入学願書等を受け付けた都立小学校長は、海外帰国・在京外国人児童募集の志願者に対し、第1次（抽選）用番号通知書を窓口にて交付する。

第4-4 受検票の交付

都立小学校長は、海外帰国・在京外国人児童枠募集の第1次（抽選）の通過者に対し、受検票を郵送により交付する。

第4-5 応募状況の発表

応募状況の発表は、都立小学校の校内掲示及びホームページへの掲載により行う。発表の日時及び掲載期間は、別に定める。

第5 入学者の決定等

第5-1 入学者の決定について

入学を希望する幼児に対し、道具を適切に使用したり、指示を理解して体を動かしたりする技能、物事について考えたり発想したりする力、協調性など、都立小学校で求められる適性をみるものとする。

第5-2 入学者決定の方法及び内容

(1) 第1次（抽選）

志願者が一定の人数を超えた場合は抽選を実施する。応募資格が認められ、かつ当選した者が第2次（適性検査）の受検資格がある者（以下「第1次通過者」という。）となる。都立小学校長は、公正・公平な抽選となるよう、抽選方法について適切に定める。第1次（抽選）の方法及び発表については別に定める。ただし、志願者が第2次（適性検査）実施可能な人数以下となった場合、第1次（抽選）は実施せず、全志願者が第1次通過者となる。

(2) 第2次（適性検査）

適性検査に関する評価及び判断の取扱いについては、都立小学校長が適切に定める。

ア 第2次（適性検査）では、都立小学校の教育理念及び教育方針に基づく適性検査を実施する。

イ 検査方法は、口頭による質問（一部、道具などを適切に使用する力をみる）及び運動遊びを適切に組み合わせたものとする。

ウ 検査内容については、受検者の発達の段階を考慮し、「遊び」の要素を取り入れて作成する。幼児が興味や関心をもって、工夫して行動したり、他者の意図を理解して対応したり、自ら考え、判断したりするものなど、様々な内容を組み合わせて実施するなどして、都立小学校の「求める児童の姿」と照らして設定した能力等を把握することができるようにする。

なお、第3次（抽選）の参加資格がある者（以下「第2次通過者」という。）の発表については別に定める。

(3) 第3次（抽選）

第2次通過者を対象に再度、第3次（抽選）を実施し、合格者を決定する。都立小学校長は、公正・公平な抽選となるよう、抽選方法について適切に定める。なお、第3次（抽選）の方法及び発表については別に定める。

第5-3 適性検査の検査時間

適性検査の検査時間は、受検者にとって過度の負担とならないよう、都立小学校長が適切に定める。

第5-4 採点

「東京都立小学校入学者決定に関する実施要綱」（以下「都立小学校の実施要綱」という。）第5-4の規定を準用する。

第6 入学者を決定するための手続等

都立小学校長は、学校の特色や育てたい児童の姿に基づいて、あらかじめ定めた方法により入学者の決定を行う。

第6-1 入学者の決定の基本方針

都立小学校の実施要綱第6-1の規定を準用する。

第6-2 選考

都立小学校の実施要綱第6-2の規定を準用する。

第6-3 合格候補者の決定

都立小学校長は、次の(1)及び(2)により合格候補者を適切に決定する。

(1) 都立小学校の海外帰国・在京外国人児童枠募集における募集人員に相当する人員まで、都立小学校長が定めた入学者の決定の方法により海外帰国・在京外国人児童枠募集における合格候補者を決定する。

(2) 都立小学校の海外帰国・在京外国人児童枠募集における合格候補者の人員は、都立小学校の海外帰国・在京外国人児童枠募集における募集人員を超えてはならない。

第6-4 合格者等の決定

都立小学校長は、第3次（抽選）により海外帰国・在京外国人児童枠募集の合格者を決定する。

なお、第3次（抽選）が実施されない場合は、第2次通過者が海外帰国・在京外国人児童枠募集の合格者となる。

第7 合格者等の発表

第1次通過者の発表は、第1次通過者には、受検票を郵送により交付することで行う。第1次（抽選）の不通過者には、第1次（抽選）不通過通知書（様式5）を郵送により交付する。第2次通過者の発表は、都立小学校のホームページへの掲載により行う。第3次（抽選）の合格者の発表は、直接本人に通知することで行う。また、合格者の発表後に、海外帰国・在京外国人児童枠募集合格通知書（様式7）を交付する。

第8 入学手続

都立小学校の実施要綱第8の規定を準用する。

第9 入学辞退届の提出

都立小学校の実施要綱第10の規定を準用する。

第10 本人得点の開示

都立小学校の実施要綱第11の規定を準用する。

第11 特別措置

都立小学校の実施要綱第12の規定を準用する。

第12 その他

本実施要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。